

古物営業法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）	1
○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（附則第八条関係）	14
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第九条関係）	15

古物営業法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「古物商」とは、<u>次条</u>の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>4 この法律において「古物市場主」とは、<u>次条</u>の規定による許可を受けて第二項第二号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>(許可)            第三条 前条第二項第一号又は第二号に掲げる営業を営もうとする者は、<u>都道府県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」）の許可を受けなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「古物商」とは、<u>次条第一項</u>の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>4 この法律において「古物市場主」とは、<u>次条第二項</u>の規定による許可を受けて第二項第二号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>(許可)            第三条 前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者は、<u>営業所</u>（<u>営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。</u>）が所在する都道府県ごとに<u>都道府県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」）という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。</p>

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた日から起算して五年を経過しない者

三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

五 (略)

六 第二十四条第一項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた日から起算して五年を経過しない者

(新設)

(新設)

三 (略)

四 第二十四条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員であつ

であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

七| 第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

八| 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九| 営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十| 法人で、その役員のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付

た者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

五| 第二十四条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

六| 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七| 営業所又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八| 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

しなければならない。

一 (略)

二 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地

三・四 (略)

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、行商(仮設店舗(営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であつて、容易に移転することができるものをいう。以下同じ。))を出すことを含む。以下同じ。)をしようとする者であるかどうかの別の別

六・七 (略)

2・3 (略)

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 第四条各号(第九号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当し

一 (略)

二 営業所又は古物市場の名称及び所在地

三・四 (略)

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、行商(露店を出すことを含む。以下同じ。)をしようとする者であるかどうかの別

六・七 (略)

2・3 (略)

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 第四条各号(同条第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該

つらるいど。

三 (略)

(削る)

2| 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3| 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会)に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2| 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項

当してらるいど。

三 (略)

四| 三月以上所在不明であること。

(新設)

(新設)

(変更の届出)

(新設)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更(同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。)があつたときは、公安委員会に

を記載した届出書を提出しなければならない。

(削る)

3| 前二項に規定する公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、前二項の規定による届出書の提出を当該公安委員会を經由して行うことができる。

4| 第一項又は第二項の規定により提出する届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5| 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)をその主たる営業所又は古

、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2| 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、第五条第一項第一号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかわらず、そのいずれか一の公安委員会に同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出を受けた公安委員会は、当該届出書に記載された内容に関係する他の公安委員会に通知するものとする。

(新設)

3| 前二項の規定により提出する届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなけ

物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証をその主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

(競り売りの届出)

第十条 (略)

2 前項に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

3 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を当該古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

ればならない。

一〜三 (略)

2 (略)

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

(競り売りの届出)

第十条 (略)

(新設)

2 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を公安委員会に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。

(標識の掲示等)

第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 (略)

(管理者)

第十三条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。  
い。

一 未成年者

二 第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者

3・4 (略)

(営業の制限)

第十四条 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。ただし、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄す

3 前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。

(標識の掲示等)

第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは露店又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 (略)

(管理者)

第十三条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。  
い。

一 未成年者

二 第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者

3・4 (略)

(営業の制限)

第十四条 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

る公安委員会に届け出たときは、この限りでない。

- 2 | 前項ただし書に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

3 | (略)

(立入り及び調査)

第二十二條 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第十條第一項の競り売り（同條第三項及び第四項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第十八條第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十條第三号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

2 | 4 (略)

(指示)

第二十三條 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の

(新設)

2 | (略)

(立入り及び調査)

第二十二條 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第十條第一項の競り売り（同條第二項及び第三項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第十八條第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十五條第三号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

2 | 4 (略)

(指示)

第二十三條 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを

適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第二十四条 古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

指示することができる。

(新設)

(営業の停止等)

第二十四条 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくはその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関しこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により古物商又は古物市場主の営業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

第五章 雑則

（削る）

（新設）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により古物商又は古物市場主の営業の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

第五章 雑則

第二十六条 削除

(情報の提供)

第二十六条 (略)

(国家公安委員会への報告等)

第二十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条の規定による許可、第五条第四項の規定による許可証の再交付又は第六条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをした場合

二 第七条第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出、第八条第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十四条第一項ただし書の規定による届出を受けた場合

三 第二十三条又は第二十四条の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が前項第三号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(情報の提供)

第二十七条 (略)

(新設)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第三項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 四 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七条若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 四 (略)

○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第一百五十八号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（流質物の取得及び処分） 第十九条（略）</p> <p>2 質屋は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）<u>第十四条第三</u>項の規定にかかわらず、同法第二条第二項第二号の古物市場において、流質物の売却をすることができる。</p>	<p>（流質物の取得及び処分） 第十九条（略）</p> <p>2 質屋は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）<u>第十四条第二</u>項の規定にかかわらず、同法第二条第二項第二号の古物市場において、流質物の売却をすることができる。</p>

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政庁等） 第二十二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）<u>第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）</u>を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）<u>第二条第一項の許可を受けた者が同法第十九条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合</u>には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。</p> <p>5～10（略）</p>	<p>（行政庁等） 第二十二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）<u>第三条第一項の許可を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の</u> 売買の業務を行う場合及び同号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）<u>第二条第一項の許可を受けた者が同法第十九条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合</u>には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。</p> <p>5～10（略）</p>